

京都市考古資料館条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第52号）（文化市民局文化部文化財保護課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市考古資料館の管理を行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市考古資料館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第52号

京都市考古資料館条例の一部を改正する条例

京都市考古資料館条例の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を削る。

第5条第1項中「が確保できる」を「を確保することができる」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に、「観覧」を「資料館の利用」に改め、同条第1号中「観覧者」を「利用者」に、「かけ、」を「掛け、」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第5条とする。

第2条中「京都市考古資料館(以下「」及び「」という。)」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、「場合において」を「とき」に改め、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(事業)

第2条 京都市考古資料館(以下「資料館」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 考古資料の収集、保管及び展示
- (2) 考古資料に関する調査及び研究
- (3) 考古資料に関する講習会、講演会等の開催
- (4) 考古資料に関する情報の収集及び提供

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 資料館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

(2) 資料館の維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市考古資料館条例(以下「改正前の条例」という。)第5条第2項の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市考古資料館条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第2項の規定による許可の申請を行った者とみなす。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第5条第2項の規定による許可を受けた者は、改正後の条例第7条第2項の規定による許可を受けた者とみなす。

(文化市民局文化部文化財保護課)